

## 第 8 号議案

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項中第 11 号を第 13 号とし、第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 11 号とし、同項第 8 号中「有する」の次に「とみなされる」を加え、同号を同項第 10 号とし、同項中第 7 号を第 9 号とし、第 3 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 2 項に次の 3 号を加える。

(5) ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 106 号）により医療費の支給を受けている者

(6) ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例（平成 21 年ふじみ野市条例第 2 号）により医療費の支給を受けている者

(7) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により、この条例による一部負担金の支給に相当する給付を受けることができる者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 1 項第 1 号イ及びウ、第 3 号並びに第 4 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に入居し、又は入所した者について適用する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

重度心身障害者医療費支給事業に係る住所地特例の扱いが県において変更されたことに伴い、ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。